

訴状提出に際して

平成22年9月29日

報道機関 各位

エフオーアイ被害株主弁護団

代表 弁護士 塚田裕二

副代表 弁護士 五十嵐潤

事務局長 弁護士 中村新造

【はじめに】

本日、当弁護団は、東京地方裁判所において、株式会社エフオーアイ（FOI社）の関係者に対する民事訴訟（損害賠償請求）を提起した。訴訟の概要は以下の通りである。

【本件訴訟の意義】

本件訴訟は、単に被害回復というだけでなく、我が国の証券市場の信頼性にとって重大な意義を有する。

我が国においては、株式上場の際、公認会計士、引受証券会社、証券取引所の三重のチェックが存在するとされてきた。本件は、実際の売上高が約3億1956万円であったにもかかわらず、118億5596万円と架空の売上を記載した連結損益計算書を掲載した有価証券報告書が提出されたという前代未聞の粉飾事件であるが、上記三重のチェックの実態が全く空虚であることが白日の下に晒されたという意味で歴史的的重大事件である。

本件訴訟の特徴は、FOI社の役員や公認会計士のほか、引受証券会社、売出所有者、東京証券取引所等も被告にした点にある。引受証券会社、売出所有者の責任は金商法に規定されていても訴訟で追求されるのは初めてケースと思われる。まして、東京証券取引所等が上場審査の注意義務違反で責任追及されるのも前例はないと思われる。それら上場審査関与者を広く被告にしたのは上場審査への信頼性を守るためには本件でも上場審査の実態が解明されなければならないと考えたためである。

万が一、本件訴訟で、公認会計士、売出所有者、引受証券会社、東京証券取引所等に注意義務はないとして原告が敗訴するようなことがあったならば、我が国の証券市場は第二、第三のFOI事件が起こりうる欠陥証券市場であるにも関わらずそれで構わないと裁判所により宣言されたことになってしまう。そうではないこと、被告らには責任があることを公明正大な裁判の中で明らかにして、証券市場の信頼性を確認し、損害を受けた被害者の被害回復を図ることが本件訴訟に課せられた使命である。

【事件番号等】

事件番号：平成22年（ワ）第36767号

係属部：東京地方裁判所 民事第16部

【本件訴訟の原告・訴額】

原告：145名（個人140名，法人5名）

発行市場において購入した株主（A類型株主）：

66名（Aのみ）＋18名（AのみならずBも）＝84名

流通市場において購入した株主（B類型株主）：

61名（Bのみ）＋18名（AのみならずBも）＝79名

訴額：2億8349万3158円

発行市場において購入した株主（A）に関する分：

4880万8733円

流通市場において購入した株主（B類型株主）に関する分：

2億3468万4421円

*この訴額には、原告の損害額、取引手数料、弁護士費用が含まれる。

*各原告の損害額は、「取得価格－処分価格（現在も保有している原告については0円とする）」で算出。

【本件訴訟の被告】

- ①F O I社の役員8名、
- ②監査証明をした公認会計士2名、
- ③元引受金融商品取引業者10名、
- ④売出所有者3名、
- ⑤東京証券取引所等2名

の合計25名

*なお、F O I社は平成22年5月31日付けで破産手続が開始されているため、本件訴訟の被告にはしていない。

1. ①F O I社の役員8名

奥村裕（代表取締役社長）

上島正和（代表取締役専務）

河野六甲（取締役）

ゲオルギー・ビノグラドフ（取締役）

マイケル・リックス（社外取締役）

高倉正直（常勤監査役）

染谷良樹（社外監査役）

水上浩一郎（社外監査役）

*なお、奥村（9月15日）、上島、河野（いずれも9月16日）は、金融商品取引法違反（有価証券届出書虚偽記載）の容疑で、さいたま地検特別刑事部に逮捕されている

*責任根拠は、金融商品取引法21条1項1号、同22条1項【虚偽記載ある届出書に関する提出会社の役員の賠償責任】、会社法429条2項・430条【重要事項に関して虚偽記載をした役員の賠償責任】、民法709条・719条【不法行為】

2. ②監査証明をした公認会計士2名

蓮見知孝

中川佳昭

*責任根拠は、金商法21条1項3号、同22条1項【虚偽記載ある届出書に関する公認会計士の賠償責任】、民法709条・719条【不法行為】

3. ③元引受金融商品取引業者10名
みずほインベスターズ証券株式会社（主幹事）
株式会社SBI証券
東洋証券株式会社
高木証券株式会社
松井証券株式会社
香川証券株式会社
三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社
藍澤証券株式会社
丸三証券株式会社
マネックス証券株式会社
- *責任根拠は、金商法21条1項4号【虚偽記載ある届出書に関する元引受金融商品取引業者の賠償責任】、同17条【虚偽記載ある目論見書等を使用した者の賠償責任】、民法709条【不法行為】（但し、金商法による責任は発行市場において購入した株主のみ追求しうる）
4. ④売出所有者3名
モルガン・スタンレーMUFJ証券株式会社
MVCグローバルジャパンファンドⅡ投資事業組合
SBIインキュベーション株式会社
- *その責任根拠は、金商法21条1項2号【虚偽記載ある届出書に関する売出所有者の賠償責任】、民法709条・719条【不法行為】
5. ⑤東京証券取引所等
株式会社東京証券取引所
東京証券取引所自主規制法人
- *責任根拠は、民法709条・719条【不法行為】

【2次提訴予定】

現在もなお、当弁護士に対しては株主からの委任申込みが寄せられており、第2次訴訟を提起することを予定している。

【被害者ホットライン】

本件訴訟の提訴により、新たに当弁護士に委任を希望するFOI社の株主が多数存在すると考えられる。そこで、当弁護士では、以下の日程でホットラインを設けて、被害者からの問合せに対応する。現在もなお、被害回復を希望しながら当弁護団の存在を知らない株主も多数にのぼると思われることから、この点も合わせて広く報道されたい。

被害者ホットライン電話番号； 03-3436-6622

日時； 9月30日～10月1日（両日とも午前10時～午後4時まで）